

全都清ニュース

平成18年度第4号

この度、環境省企画課リサイクル推進室より「ペットボトル有償入札に係る収入の市町村への抛出」及び「保管施設の選定に関する留意事項」について事務連絡されましたので、ご参考までにお送りいたします。

平成18年6月

社団法人 全国都市清掃会議

事務連絡
平成18年6月23日

都道府県一般廃棄物担当部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

ペットボトル有償入札に係る収入の市町村への拠出について

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行については、日頃、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市町村が分別収集し、財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）に引き渡した容器包装廃棄物については、協会が再商品化事業者の入札選定を行い、再商品化を実施してきたところですが、協会は、使用済ペットボトルの市場価値向上と再商品化事業者の入札算定における公平性確保ということを踏まえて、平成18年度分の使用済ペットボトルの再商品化事業者の入札選定から、有償入札を認めることとしました。落札の結果は、有償入札が大半を占め、現時点で約26億円の有償入札による収入が再商品化事業者から協会へ支払われる見込みとなりました。

この有償入札に係る収入については、別途、市町村及び一部事務組合に協会より別添の通知が発出されますので、その旨を貴都道府県管下市町村あて周知されますようお願い申し上げます。

なお、第164回国会で成立した容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律においては、「再商品化のための円滑な引渡し等に係る事項」が基本方針に定める事項として追加されたところですが、今後、この規定を踏まえ、基本方針において、市町村は、収集した使用済ペットボトルを指定法人へ円滑に引き渡すよう努めること等が求められることになることから、その点についても併せて周知をお願い申し上げます。

日包り発第 18-87 号

平成 18 年 6 月 23 日

市町村・一部事務組合

一般廃棄物（容器包装リサイクル）ご担当者殿

財団法人日本容器包装リサイクル協会

専務理事 新 宮 昭

P E T ボトル有償入札に係る収入の市町村への拠出について

拝啓 時下ますますご清祥のことと存じ上げます。

さて、当協会では、P E T ボトルに関し、最近の使用済み P E T ボトルの市場価値向上と再商品化事業者の入札選定における公平性確保ということを踏まえ、平成 18 年度分の再商品化委託の入札から有償入札（再商品化事業者が当協会へ料金を支払う）を認めることとしました。その結果、平成 18 年度については、落札は有償入札分が主体となり、現時点では当該有償分の収入が年間約 26 億円と見込まれます（これに対し、従来通りの逆有償分の金額は約 1 億円の見込み）。

有償分の収入の取扱いについては、その資金の性格を踏まえ、入札において有償となった特定分別基準適合物を当協会へ引き渡した各市町村に対して、それぞれの落札価格に応じて拠出することが適切との所管省庁の見解であり、当協会としても今後その見解に沿って、下記のように対応してまいりますので、ご連絡申し上げます。

P E T ボトルの国内リサイクル体制の確保があらためて課題となっている昨今ですが、平成 19 年度の当協会への引き渡しに関しても参考にしていただきたくお願いいたします。

敬具

記

1. 有償分に係る収入は市町村に拠出し、従来通りの逆有償分に係る費用および協会経費は特定事業者を負担していただく方針です。
2. 当協会と再商品化事業者との間の料金収受については、有償分についても、再商品化実施料として再商品化実績（契約再商品化率で割戻して引き取り換算）に応じて行います。（従って、市町村の当協会への引き渡しとは時期的に差が生じ、また最終的に金額面でも引き渡し量ベースとは多少の差異が生じます。）
3. 上記の方針であります。有償分に係る収入の市町村への拠出（配分）の詳細計算ルールおよび業務システムにつきましては今後構築するところですので、より詳細には別途あらためて連絡させていただきます。

以上

事務連絡

平成18年 6月23日

都道府県一般廃棄物担当部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

保管施設の選定に関する留意事項について

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行については、日頃、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年6月23日付け環廃企発第〇〇号で同法に基づく保管施設の指定に係る意向調査を依頼したところですが、貴都道府県におかれましては、保管施設の選定にあたり下記の事項に十分配慮すべきことを貴管下市町村あて周知されますようお願い申し上げます。

記

1. 再商品化事業者決定後の保管施設の変更等について

これまでも指定法人である財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）の入札による再商品化事業者決定後の保管施設の変更は認められないとしてきたところであるが、今般、容リ協会による入札によって当該保管施設に係る再商品化事業者が決定したにもかかわらず保管施設を変更したいという市町村や、又は容リ協会による入札前までに保管施設が選定されていないといった市町村等が散見されるに至っている。

これらは、再商品化事業に著しい支障を来す結果となることから、保管施設の選定に当たって、再商品化事業者決定後の保管施設の変更は認められないこと、また、今回の意向調査等の期日を厳守する必要があることに改めて留意されたい。

2. 保管施設の選定について

保管施設の選定については、効率的な分別収集の実施の観点から、保管施設の設置基準を定めた容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第2条第3号及び第4号に基づきおおむね人口の合計30万当たり1か所選定されたい。